

## 第2回京都地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成20年3月19日午後2時30分から午後5時45分まで

### 2 場所

京都地方裁判所大会議室

### 3 出席者

(委員)

稲富哲哉，栗山裕子，幸谷充康，近藤晴夫，齋藤淑子，谷村紘一，長濱英子，  
藤井信吾，吉田康二，渡辺都，安保嘉博，吉野孝義，米山正明

(事務担当者等)

増田耕兒(裁判官)，岩本優子(裁判官)，有田馨，中村壽章，小森友幸，  
木崎正，島田博敏，内田光一

### 4 議題

裁判員制度の評議について

### 5 議事

(発言者： 委員長， 委員， 裁判官)

(1) 開会

(2) 委員の自己紹介(前回欠席者について)

(3) 委員長あいさつ

(4) 模擬評議等

ア あらかじめ視聴済みの模擬評議用ビデオの内容について，増田裁判官及び  
岩本裁判官を裁判官役として，各委員(吉野孝義，米山正明及び安保嘉博各  
委員は除く。)を裁判員役として模擬評議を行った。

イ 模擬評議後の意見交換等

正直言って，難しかった。本日経験して裁判員には当たらない方が良い

と思った。

今回は、ビデオに基づいて評議を行うという設定であったが、犯罪についての証拠資料が少なく、判断が難しかった。

裁判員それぞれの意見をさばっていく裁判官は大変だと思った。

犯罪事実の立証は難しいし、本日の評議にはいくつか疑問に思うこともあった。仮に自分が裁判員をすることになったら、その点は解消した上で臨みたい。

茶の間で話を交わすのとは違うということを感じた。裁判員制度のキャッチフレーズに「私の視点で参加します」というのがあるが、簡単なものではないと思った。仮に自分が裁判員になったとしたらもっと勉強しなければならない。

裁判員制度というのは頼りない制度だと思った。ただし、何度も繰り返し行われることにより精度が高まっていくのかもしれない。

また、今回のビデオ等の資料は、練習用の教材として適当なものなのか疑問に思った。一般の人が教材に基づいて模擬評議を行って、この点についての検討が十分ではないといった指摘がされるようになっているものなど、参加した人が評議の勉強になるような教材がよいのではないか。

各裁判員の経歴や生活背景等は様々であり、各裁判員の意見をまとめるのは裁判官にとって大変なことだ。

先日刑事裁判の傍聴をさせてもらって思ったのだが、裁判員が判断するに当たっては、被告人の態度や言葉にかなり揺さぶられると思った。本日は、ビデオに基づく模擬評議であったのではっきりした意見を言うことができたが、実際には法廷における被告人の言動が頭に焼き付いており、そうした状態でどこまではっきりした意見を言うことができるだろうかと思った。また、十分な資料がないと、感情的な意見になってしまい、論理的な議論ができない。

裁判員制度は、難しい制度だと思った。社会常識を刑事裁判に反映させることが制度の目的であると思うが、偏った意見をもった人が裁判員の中に入ることも十分に考えられ、そうすると評議を行うのは難しいのではないか。また、同じ事件でも構成メンバーによって結論の異なる判決が出る可能性がある。

執行猶予という言葉は普段から知っていたが、量刑について議論するに当たり、自分がその内容を理解していないことが分かった。また、それ以外にも、十分に理解できていないことが多かった。

法律的な争点を説明するにしても、分かりやすい言葉で伝えることができず、今後分かりやすい言葉で説明できるように努力が必要だ。

本日は時間の関係で、量刑についての評議に時間を費やすことができなかったのが残念であった。

事実認定の評議においては、それぞれ証拠に基づいた意見、論理的な意見が出ていたと思った。ただし、強盗致傷罪の成否を判断するに当たり、被害者を抵抗できなくさせるのに十分な暴行・脅迫があったかなかったかについての議論はなかなか難しかった。

今後、評議の進め方の技術については更に磨いていく必要があるだろう。

本日の評議を見て、裁判長も裁判員も大変だなと思った。争点を一つずつつぶしていくのは大変であって、あまりに細かなところを議論すると疲れてしまうので、事件の全体像を見て、議論を流すところは流してもいいのではないかと思うところもあった。ただし、評議の結果は常識的なところでまとめ、納得のいく結論だった。

評議の進行方法については、事件の全体像から細部へと議論を進めていくやり方と細部から積み上げていくやり方の両方あって、裁判官だけで評議を行う場合でも事案に応じて使い分けており、どちらかが正しいというものでもない。ただし、今後、評議の進め方については更に検討していく

ことが必要である。

現在模擬裁判をしているが、被告人質問や論告弁論の後、これから評議を行おうとする前に、今回の事件はどういうものであったのかを確認する機会を設けている。そうしたおさらいを通じて事件の全体像を構築する作業を必ず行っている。

なお、委員の方から裁判官にもう少し自分の意見を言ってほしいという意見もあったが、裁判員裁判においては裁判官と国民が対等な立場でそれぞれの見識とか常識を持ち寄ることになっており、裁判官がこのように考えてはどうかというものを提供することなく、みんなで意見を出し合っていくことになる。ただし、本日は時間の関係で不十分であったが、量刑の資料や法律の枠組みについては、より詳しく説明をすることになると思われる。